

広島県告示第二百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十三年四月十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道小島荒谷線	神石郡神石高原町上五〇四三番一地从から 神石郡神石高原町父木野五〇五九番一地从まで	平成二十三年三月二十八日